

# 不動産公売のご案内

## (期日入札)

(問合せ先)

〒843-0392

嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

嬉野市役所 税務課(納税対策 G)

(電話)0954-42-3303

## 不動産公売のご案内

嬉野市において、市税の滞納処分により差押えた不動産を公売致します。

公売方法	期日入札
入札日時	令和4年7月19日(火) 午後2時から午後2時30分
開札日時	令和4年7月19日(火) 午後2時31分
入札(開札)場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 2-3-1会議室(3階) (嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地)
公売保証金の受入れ	令和4年7月19日(火)午後1時30分から午後2時 ※入札(開札)場所にて受入れを行います。
売却決定日時	令和4年8月4日(木) 午前10時
売却決定場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課
買受代金の納付期限	令和4年8月4日(木) 午前11時

### 【注意事項】

- ① あらかじめ公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧の上、入札に参加してください。
- ② 買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得しますが、嬉野市は公売財産について引渡し義務を負いません。  
なお、土地の境界については、買受人が隣接土地所有者と協議してください。
- ③ 嬉野市は、瑕疵担保責任は負いません。
- ④ 公売について、中止する場合があります。

# 公売参加の手引き

## 1. 公売の流れ

**【①公売保証金の納付（令和4年7月19日（火）午後1時30分～午後2時）】**

※入札（開札）会場において受入れを行います。



**【②入札（同日 午後2時～午後2時30分）】**



**【③開札及び最高価申込者等の決定（同日 午後2時31分～）】**



**【④売却決定（令和4年8月4日（木）午前10時～）】**



**【⑤買受代金の納付（同日 午前11時 納付期限）】**



**【⑥権利移転の請求（買受代金の納付後）】**

## 2. 公売参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができますが、次の各号に該当する者については、参加できません。

- ① 滞納者本人、国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者。
- ② 換価処分 of 執行の妨害等の行為をした者、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)第1項各号の規定に該当する者。
- ③ 嬉野市暴力団排除条例第2条第4号「暴力団、暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有する者」に該当する者。

※ 代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状が必要です。なお、代理人についても上記の公売参加資格を満たす必要があります。

※ 入札後に、公売参加資格を満たさないことが判明した場合、公売財産を売却することはできません。

## 3. 公売保証金の納付

公売に参加するためには、公売保証金の納付が必要です。

【納付日時】 令和4年7月19日(火) 午後1時30分から午後2時

【納付場所】 嬉野市役所 嬉野庁舎 2-3-1会議室(3階)  
(嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地) ※入札会場と同会場内

【納付金額】 金140,000円

【納付方法】 「現金」において納付下さい。

【納付後】 公売保証金の納付後に、「入札書」及び「公売保証金一時保管証」を交付を致します。

## 4. 入札

### (入札当日に持参いただくもの)

- 公売保証金(現金のみ)
- 陳述書
- 委任状、本人確認書類等  
次ページ「入札参加への必要書類等(別紙)」を参照
- 筆記用具(ボールペン等)

※陳述書、委任状の様式は、市 HP もしくは市役所税務課にあります。

### (入札書の記入等)

- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで記載してください。
- 書き損じたときは、訂正したり抹消したりせず、書き損じた入札書と引き換えに、新しい入札書を交付致します。
- 入札書には、個人においては住民登録上の住所・氏名、法人においては商業登記簿上の所在地・名称を正しく記載してください。  
架空の名義又は他人の名義は絶対に使用しないでください。
- 代理人が入札を行う場合には、入札書の「入札者」欄及び「代理人」欄それぞれに住所(所在地)・氏名(名称)を記載してください。
- 複数人が共同して入札を行う場合には、共同入札人各人の住所(所在地)・氏名(名称)を連署した上、各人の持分を明記してください。
- 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引き換え、変更又は取消すことはできません。

### 【入札参加への必要書類等(別紙)】

入札形態		必要書類		
個人	単 独 入 札	本人	①本人確認書類(免許証等)の写し	
		代理人	個人	①本人からの委任状 ②代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し
			法人	①本人からの委任状 ②代理人(法人)の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ③代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④代表権限のない者については、代表者からの委任状及び社員証等の写し
	共 同 入 札	全員	①全員の本人確認書類(免許証等)の写し	
		一部 (代表)	①共同入札者全員からの委任状 ②代表の本人確認書類(免許証等)の写し	
		代理人	個人	①共同入札者全員からの委任状 ②代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し
法人	①共同入札者全員からの委任状 ②代理人(法人)の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ③代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④代表権限のない者については、代表者からの委任状及び社員証等の写し			
法 人	単 独 入 札	代表権限あり (代表者)	①商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ②代表者の本人確認書類(免許証等)の写し	
		代表権限なし (従業員)	①商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ②代表権限のある者からの委任状 ③社員証等の写し	
		代理人	個人	①代表権限のある者からの委任状 ②代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し
	法人		①代表権限のある者からの委任状 ②代理人(法人)の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ③代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④代理人(法人)の代表権限のない者は、代表者からの委任状及び社員証等の写し	
	共 同 入 札	全法人	①全法人の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ②全法人の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し	
		一部法人 (代表法人)	①共同入札全法人からの委任状 ②代表法人の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ③代表法人の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④代表法人の代表権限のない者は、代表者からの委任状及び社員証等の写し	
代理人		個人	①共同入札全法人からの委任状 ②代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し	
	法人	①共同入札全法人からの委任状 ②代理人(法人)の商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内)の写し ③代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④代理人(法人)の代表権限のない者は、代表者からの委任状及び社員証等の写し		

## 5. 開札

- 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない嬉野市職員が立ち会って開札を行います。
- 開札終了後、最高価申込者と次順位買受申込者の方には、その後の手続きについて説明致します。

## 6. 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

### (最高価申込者の決定)

- 最高価申込者の決定は、入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して行います。
- 最高価申込者が納付した公売保証金は、売却決定日時まで嬉野市役所が保管し、売却決定後に買受代金に充当します。

### (次順位買受申込者の決定)

- 次の要件を満たす入札者から次順位による買受の申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と致します。
  - ・入札価額が見積価額以上である。
  - ・入札価額が最高価に次いで高価である。
  - ・入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した金額以上である。

### (再度入札)

- 開札の結果、最高価申込者がいない場合、再度入札をすることがあります。

### (追加入札)

- 開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合、その入札者間で追加入札を行います。
- 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上と致します。
- 追加入札の価額が同額の場合には、くじで最高価申込者を決定します。
- 追加入札をすべき者が入札をしない場合は、国税徴収法第108条の規定により、今後の公売参加を制限することがあります。

## 7. 公売保証金の返還

- 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「公売保証金一時保管証」と引き換えに返還致します。
- 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、嬉野市において保管し、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還致します。

## 8. 売却決定

- 最高価申込者に対して行い、最高価申込者が買受人となります。

(売却決定日)	<u>令和4年8月4日(木)午前10時</u>
(売却決定場所)	<u>嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課</u>

- 最高価申込者とその決定を取り消されたとき、又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者が買受人となります。この場合、次順位買受申込者の公売保証金は、買受代金に充当します。

## 9. 買受代金の納付

- 売却決定を受けた後、買受人は下記要領に基づき、買受代金の全額を一括で納付して下さい。

(納付金額)	<u>入札価額から公売保証金(14万円)を差し引いた金額。</u>
(納付期限)	<u>令和4年8月4日(木) 午前11時</u>
(納付場所)	<u>嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課</u>
(納付方法)	<u>現金のみ</u>

## 10. 売却決定の取消し

下記事項に該当する場合、売却決定等の取消しを行います。また公売保証金については右欄のとおり取扱い致します。

売却決定等を取り消す場合		公売保証金の取扱い
ア	市税等の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき	買受人の公売保証金は、買受人に返還
イ	売却決定を受けた者が、買受代金の納付期限までに納付しないとき	売却決定を受けた者の公売保証金は、嬉野市の徴収金に充当
ウ	最高価申込者又は次順位買受申込者が、「2公売参加資格」①～③に該当したとき	最高価申込者又は次順位買受申込者の公売保証金は、嬉野市に帰属

## 11. 権利移転

- 公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。  
なお、嬉野市は公売財産について引渡しの義務を負いません。
- 公売財産の危険負担移転の時期も、前述と同様、買受代金を全額納付したときであり、買受代金の全額納付後に生じた公売財産のき損及び焼失、盗難等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
- 権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により、嬉野市がその登記又は登録の嘱託を行います。
- 公売財産の権利移転手続きに必要な費用(移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。